

令和 8 年度第 1 回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 3 時 35 分から
場 所 水戸市役所本庁舎 4 階 政策会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 水戸市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定基本方針について
- (2) その他

4 閉 会

【配布資料】

- 資 料 ① 水戸市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定基本方針について
- 資 料 ② 水戸市社会福祉審議会条例
- 資 料 ③ 水戸市社会福祉審議会運営要領
- 資 料 ④ 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿

水戸市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定スケジュール

【別紙】

		令和8年度												令和9年度		
項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
庁内関係	担 当 課	計基本方針の作成			計画素案作成(施策、事業等の整理等)						計画案作成(意見公募等を踏まえた調整)				委員会報告 公表・公開	
			市長・副市長調整 政策会議等(基本方針決定)							市長・副市長調整 政策会議等(意見公募決定)			市長・副市長調整 庁議等(計画決定)			
	検 討 委 員 会	庁内組織の整理	第1回検討委員会						第2回検討委員会							
市民参加	社会福祉審議会				第1回専門分科会 全体会					第2回専門分科会			第3回専門分科会			
	団体ヒアリング					ヒアリング										
	意見公募手続										(広報)	意見公募				

水戸市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定基本方針について

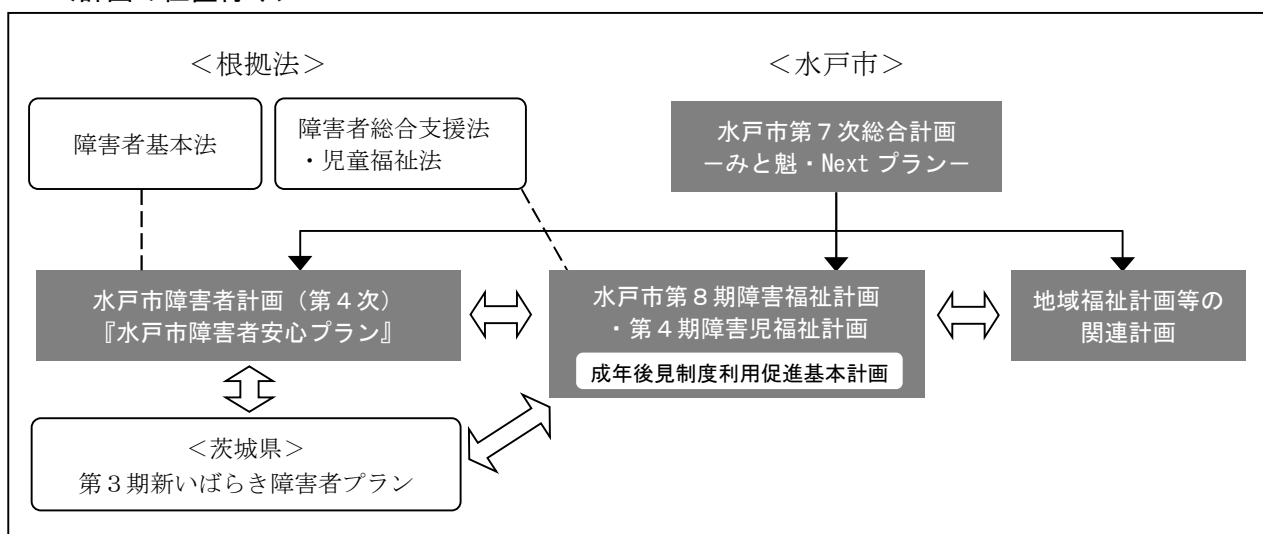
1 計画策定の趣旨

国においては、障害者及び障害児（以下「障害者」という。）の福祉の増進を図ることなどを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及びすべての児童の心身の健やかな成長、発達や自立の保障を理念とする「児童福祉法」等関連法を制定し、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しております。

本市においては、「障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち」の実現に向け、水戸市第 7 次総合計画－みと魁・Next プラン－、障害者施策の基本指針である水戸市障害者計画（第 4 次）『水戸市障害者安心プラン』、地域共生社会実現に向けた福祉分野の横断的な計画である水戸市地域福祉計画（第 4 次）等の関連計画を踏まえ、水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画を 3 年ごとに見直し、各種障害者施策を総合的に推進してきたところです。現行計画の最終年度を迎えることから、関連計画との整合を図りながら、国の動向や社会情勢の変化、市民の意向、SDGs の理念等を踏まえ、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供体制を総合的かつ計画的に確保するため、「水戸市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」を策定するものです。

また、当該計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとします。

<計画の位置付け>



2 計画策定の基本的姿勢

「障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち」の実現に向け、次に掲げる事項を基本方針として、計画を策定します。

(1) 安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で自分らしく安心して暮らすため、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組みます。

(2) 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

障害児が地域で自分らしく安心して暮らすため、発達段階に応じた支援を受けられるよう、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童等への支援等を推進し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

(3) 地域生活を支えるきめ細かな支援の充実

障害者が地域社会の一員として暮らしていくため、地域生活支援事業を拡充するとともに、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実・強化、障害者に対する理解の促進、虐待の防止、差別解消に向けた取組、心のバリアフリーの推進、成年後見制度の利用促進等を図り、障害者の権利擁護を進めます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の課題やこれまでの取組状況、調査結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指す姿、施策の基本的方向、目標指標（数値目標）等を定めます。

(2) 計画の期間

2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3か年とします。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容がさまざまな分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

ア 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会（附属機関）

社会福祉事業従事者、学識経験者、市議会議員、公募委員等で構成する水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会を開催し、計画内容等の調査審議を行います。

イ 障害者団体、施設等へのヒアリング

水戸市障害者（児）福祉団体連合会に加盟する各団体や障害福祉施設等に対してヒアリングを行い、障害者やその家族等の要望や意向等の把握に努め、計画に反映します。

ウ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募手続を実施します。

(2) 庁内組織

ア 庁議、政策会議

庁議は、計画（案）に係る重要事項について審議し、計画を決定します。

政策会議は、意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

イ 水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会

関係課長等で構成する水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会は、計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり

○水戸市社会福祉審議会条例

令和元年12月23日

水戸市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(令5条例36・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(令5条例36・一部改正)

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
- (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。

4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。

5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。

4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(水戸市障害者施策推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 水戸市障害者施策推進協議会条例（平成4年水戸市条例第44号）

(2) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成10年水戸市条例第2号）

(3) 水戸市地域福祉推進委員会条例（平成18年水戸市条例第4号）

(4) 水戸市子ども・子育て会議条例（平成25年水戸市条例第35号）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（令和5年7月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

水戸市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第91号）第10条の規定に基づき、水戸市社会福祉審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の特例)

第2条 委員長、専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3条 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(定数及び庶務)

第4条 次の号に掲げる専門分科会等の定数及び庶務については、次のとおりとする。

専門分科会等の名称	定数	庶務担当部課
民生委員審査専門分科会	7名以内	福祉部福祉総務課
障害福祉専門分科会	20名以内	福祉部障害福祉課
障害福祉専門分科会審査部会	12名以内	福祉部障害福祉課
高齢福祉専門分科会	20名以内	福祉部高齢福祉課
児童福祉専門分科会	20名以内	こども部こども政策課
地域福祉専門分科会	20名以内	福祉部福祉総務課

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

【水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿】

	団体名	役職	氏名	備考
1	水戸市議会	文教福祉委員会副委員長	鬼澤 真寿	
2	水戸市議会	文教福祉委員会委員	池田 悠紀	
3	水戸市社会福祉協議会	常務理事	大内 康弘	
4	水戸市障害者（児）福祉団体連合会	会長	兼清 紀郎	
5	水戸市医師会	会長	細田 弥太郎	
6	水戸公共職業安定所	就職促進指導官	菊池 千春	
7	茨城県福祉相談センター	障害者相談支援課長	片岡 清美	
8	茨城県精神保健福祉センター	次長兼相談援助課長	渡邊 憲司	
9	茨城県立水戸高等特別支援学校	教頭	佐藤 睦美	
10	茨城県社会福祉事業団・福祉サポートセンターあすなろ	所長	栗林 雅人	
11	水戸市社会福祉協議会・水戸市身体障害者生活支援施設いこい	施設長	浅野 郁郎	
12	水戸市ボランティア連絡協議会	副会長	檜山 孝	
13	水戸市民生委員児童委員連合協議会	副会長	奥田 俊裕	
14	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	副会長	宮部 永一	
15	茨城県建築士会県央支部	支部長	益子 一彦	
16	自立支援センター・ライフサポート水戸	副代表理事	桐原 宣幸	
17	茨城県社会福祉士会	元理事	武田 登美枝	
18	茨城県地方自治研究センター	研究員	有賀 絵理	
19	公募委員		渡辺 修宏	
20	公募委員		鍵 久美子	

(所管課：障害福祉課)